

【協議事項 4】 各医療機関の具体的対応方針策定について

1 これまでの経緯

- 平成30年2月7日付け厚生労働省通知において、都道府県は、毎年度地域医療構想調整会議で合意した「具体的対応方針」を取りまとめることとされた。
※ 具体的対応方針とは
 - ・ 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ・ 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等
- その後、令和4年3月24日付け厚生労働省通知において、2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）において民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。

圏域

令和5年5月、管内医療機関に対し、「地域医療構想に係る具体的対応方針」に関する調査への協力を依頼し、夏頃から各医療機関が報告した「2025年に向けた計画」についてとりまとめを行った。

令和6年2月8日 第22回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議

協議事項：「全医療機関における具体的方針の策定について」

医療機関（190ヶ所）における具体的対応方針について協議し、合意を得た。

2 協議事項

令和5年度の病床機能報告において、具体的対応方針未策定の医療機関が確認されたため、対象医療機関に対し、令和6年10月7日付で「具体的対応方針」の策定及び提出を依頼した。

回答のあった4医療機関の具体的対応方針について、協議を行う。

3 各専門部会における協議結果

第15回高度急性期及び急性期専門部会（令和6年11月6日）開催結果

高度急性期及び急性期専門部会で取り扱った3医療機関（今村泌尿器科、松村医院、春田クリニック）の具体的対応方針について、専門部会として承認する。

第13回復復期専門部会（令和6年11月6日）開催結果

回復期部会で取り扱った医療機関（きいれセントラルクリニック）の具体的対応方針について、専門部会として承認する。

第14回部会長等会議（令和6年11月28日）開催結果

4 協議する意見（案）

各専門部会における協議結果について，調整会議として承認する。

